岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは，

令和２年８月４日入札開始分から制度が変わります。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。
※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票（個人の場合）　資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
岐阜地方裁判所執行官室　☎０５８－２６３－４２３１

令和　6年（ヌ）第　　56号

期　間　入　札　の　公　告

令和　7年　3月12日
岐阜地方裁判所
裁判所書記官　田　邉　寛　美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　7年　4月　1日　午前　8時30分から 令和　7年　4月　8日　午後　5時00分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　7年　4月15日　午前10時00分 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　7年　5月　1日　午前10時30分 岐阜地方裁判所
特別売却実施期間	令和　7年　4月22日　午前10時00分から 令和　7年　4月22日　午後　4時00分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　7年　3月12日から当庁執行係書記官室（1階）に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和６年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 470, 000 1, 976, 000	一括	494, 000	16, 864	5, 244
1	970, 000				
2	1, 500, 000				
備考					

令和　６年（ヌ）第　　５６号

物　件　目　録

１　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目

　　地　　番　　３２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３０．６６平方メートル

２　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目３２番地

　　家屋　番号　　３２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　３４．９７平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

令和　6年（ヌ）第　　56号

物　件　明　細　書

令和　7年　1月28日
岐阜地方裁判所
裁判所書記官　田　邉　寛　美

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　６年（ヌ）第　　５６号

物　件　目　録

１　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目

　　地　　番　　３２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３０．６６平方メートル

２　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目３２番地

　　家屋　番号　　３２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　３４．９７平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

令和　6年（ヌ）第　56号
令和　6年　8月16日受理
令和　6年　8月30日提出

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所
執行官　丹　羽　勝　久

令和　６年（ヌ）第　　５６号

物　件　目　録

１　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目

　　地　　番　　３２番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３０．６６平方メートル

２　所　　在　　各務原市鵜沼台一丁目３２番地

　　家屋　番号　　３２番

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　軽量鉄骨造セメント瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　３４．９７平方メートル
　　２階　　３４．７８平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　）　□　　（物件　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は，「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有・使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■ A	1　物件２建物に，私が住んでいます。 2　物件２建物に未登記付属建物はありません。 3　物件２建物に未登記増築部分はありません。 4　物件２建物に太陽光パネルは載っていません。 5　物件２建物はオール電化ではありません。 6　物件２建物に不具合はあります。物件２建物の２階に雨漏りがしていました。瓦が壊れたのが原因であったので，約３年前に瓦を直しましたが，２階に行くことがなく，雨漏りがするかどうか分かりません。 7　物件１，２土地・建物を他の第三者に貸していません。 8　物件１土地の境界に争いはありません。 （面接による聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

■

1　物件１土地は，南側を道路に接し，同土地上に物件２建物が建てられている。

なお，家の建っている物件１土地の部分と道路との高低差は約１．６メートルあり，家の建っている物件１土地の部分は低くなっている。また，道路と等高の駐車場が物件１土地の一部にあり，そこにスクーターが２台置いてある。

2　物件２建物は，現在，Ａが居宅として占有・使用しているものと思料する。

3　物件２建物は，全体的に古びた感じであり，物件２建物の２階に雨漏りがしていたが，瓦が壊れたのが原因であったとのことだが，約３年前に瓦を直してからは，２階に行くことがなく，雨漏りがするかどうか分からないとのことであった。雨漏りの痕が見られた（添付写真１６参照）。

4　物件２建物には，襖は破れ（添付写真６，１１，１２参照），壁紙も破れ（添付写真６参照），ドアのノブが無く（添付写真１７参照），天井の板がはがれかけ（添付写真１５参照），階段の床がめくれている（添付写真４参照）。また，床の緩い部分があった。

5　物件２建物の西側に庇があり工作物であると思料する。また，物件２建物の北側には屋根がなく枠だけの庇がありこれも工作物であると思料する（添付写真１８参照）。

6　物件１，２土地・建物を他の第三者が占有している状況は認められない。

7　他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
6年8月22日(木) 14：55－15：05	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
6年8月27日(火) 13：30－14：05	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影 Ａ事情聴取

（特記事項）

■　令和　6年　8月　27日
　目的物件は不在で施錠が予想されたので、立会人Ｂ及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

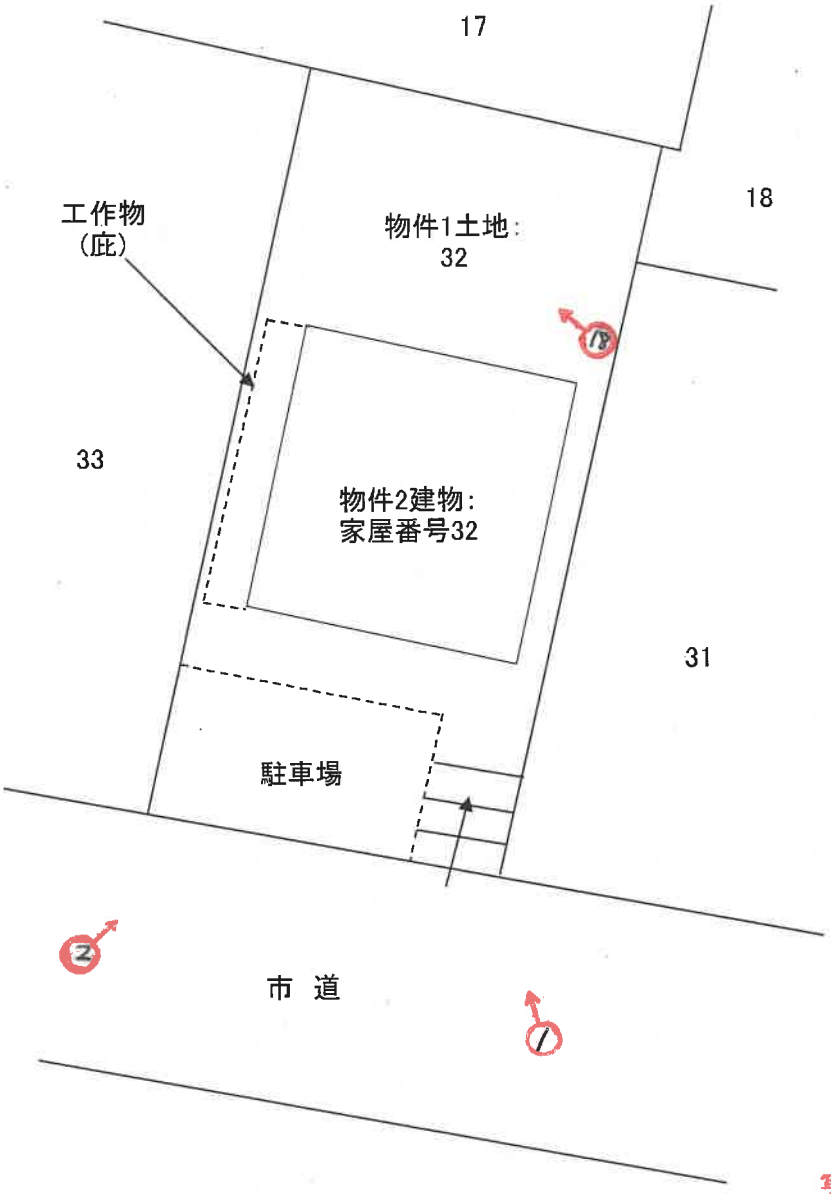

写真撮影方向を矢印で示す
○内 写真番号

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ヌ)第56号

建物間取図（概略）

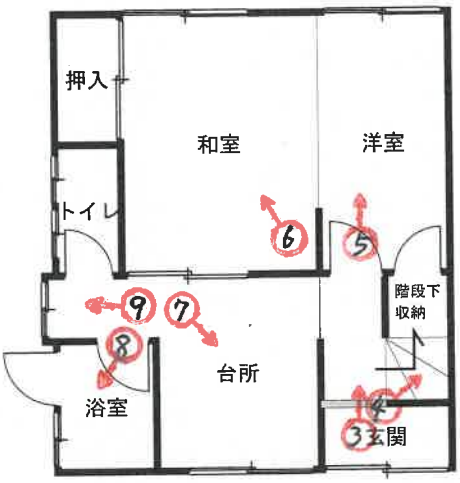

1階

2階

写真撮影方向を矢印で示す
◯内 写真番号

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ヌ)第56号

写真１

写真２

写真３

物件２建物１階室内

写真４

物件２建物１階室内　　階段の床がめくれている

写真５

物件２建物１階室内

写真６

物件２建物１階室内

写真７

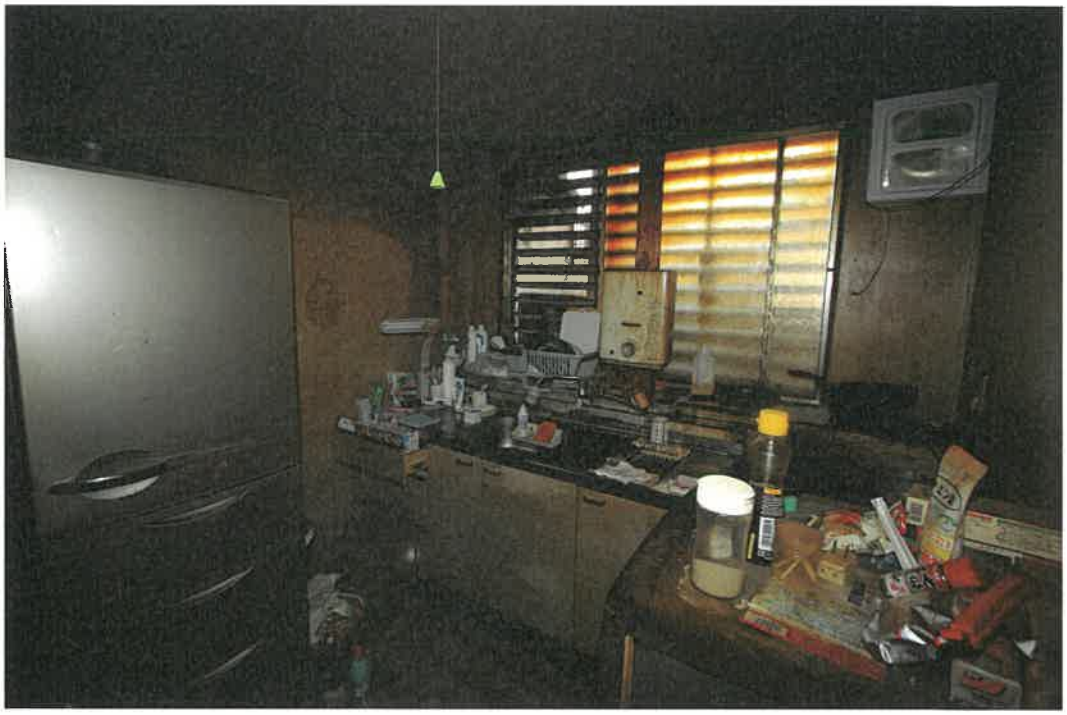

物件２建物１階室内

写真８

物件２建物１階室内

写真９

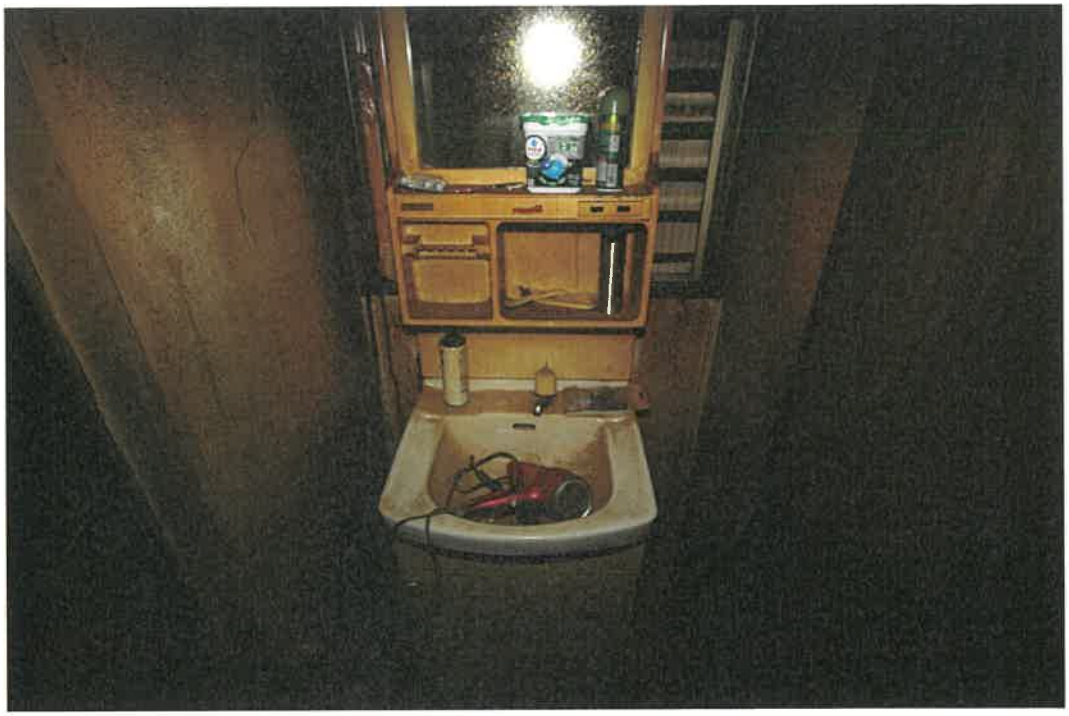

物件２建物１階室内

写真１０

物件２建物２階室内

写真１１

物件２建物２階室内　　襖の破れ

写真１２

襖の破れの補修痕　　物件２建物２階室内

写真１３

物件２建物２階室内

写真１４

物件２建物２階室内

写真１５

物件２建物２階室内　　天井の剥がれ

写真１６

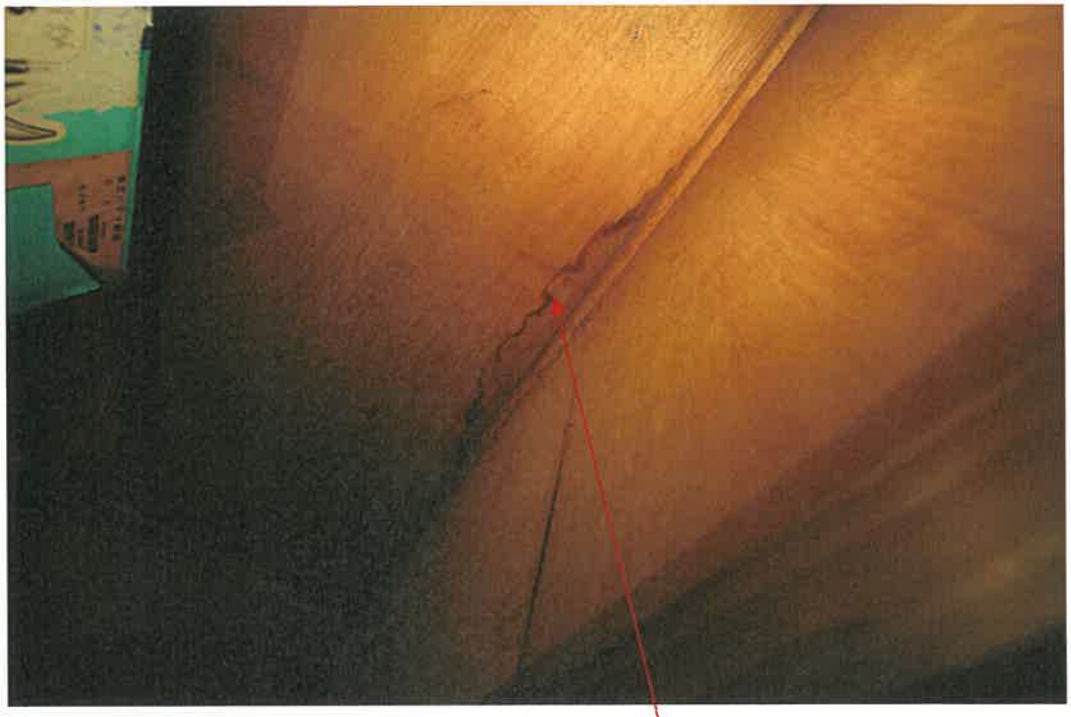

物件２建物２階室内　　雨漏り痕

写真１７

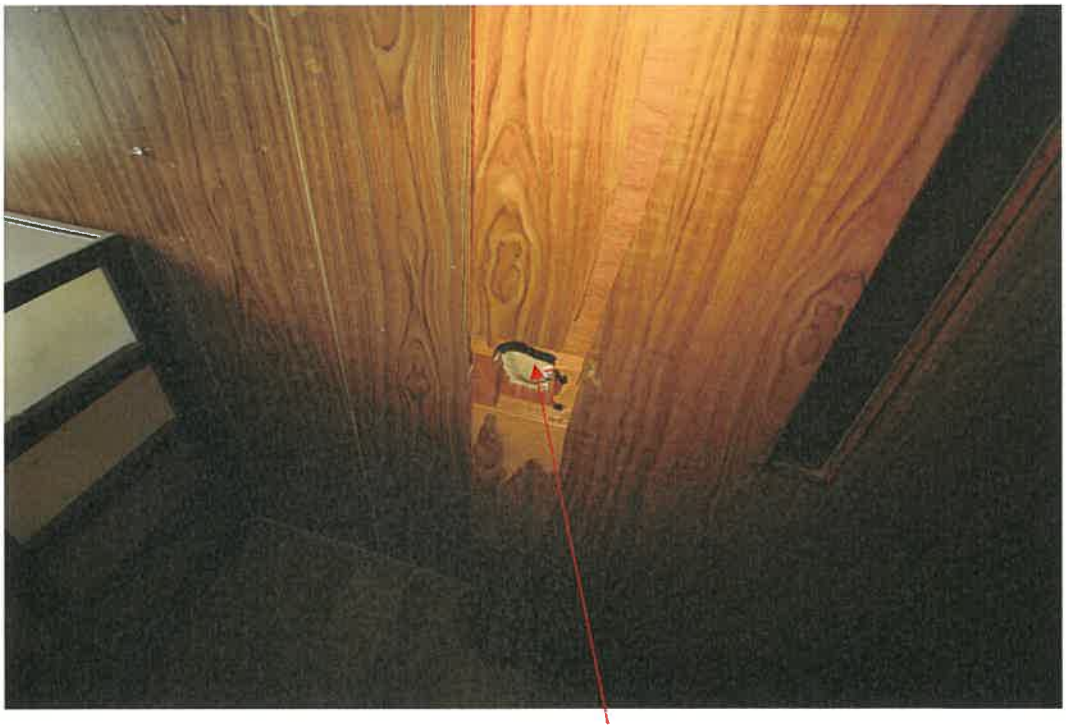

物件２建物２階室内　　ドアノブがない

写真１８

物件２建物　　壊れた庇　　物件１土地

令和 6 年（ヌ）第 56 号
令和6年8月27日　　現地調査
令和6年9月1日　　評　　価

岐阜地方裁判所 民事部 御中

評　　価　　書

整理番号　　ＩＲ（競）第0609号
発行日付　　令和6年9月4日
評 価 人　　不動産鑑定士
小 池　育 生

第１．評価額

一　括　価　格	
金2,470,000円	
物　件　番　号	内訳価格
物件1（土地）	金970,000円
物件2（建物）	金1,500,000円

① 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③ 内訳価格の内、物件1の土地価格は、物件2の建物のための敷地利用権等価格を控除した価格である。

第２．評価の条件

① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も民事執行法５８条４項に定める場合を除いて公開された資料に基づくものである。

第３．目的物件（土地）

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記事項証明書記載と同じ

番号	所在等	登　記	現　況
1	所　在	各務原市鵜沼台1丁目	概ね左記に同じ。
	地　番	32番	
	地　目	宅地	
	地　積	130.66㎡	

第３．目的物件（建物）

番号	所在等		登　記	現　況
2	所　在		各務原市鵜沼台1丁目32番地	概ね左記に同じ。
	家屋番号		32番	
	種　類		居宅	
	構　造		軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建	
	床面積	1　階	34.97㎡	
		2　階	34.78㎡	
		延面積	69.75㎡	

第４．目的物件の位置・環境等

１．土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通 ※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	（交通施設）		（方位）	（道路距離）
	名鉄各務原線「新鵜沼」駅		北方	1.7ｋｍ
	岐阜バス「鵜沼台1丁目」停留所		南西方	280m
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ丘陵地の住宅団地。			
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域		
	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	指定建蔽率	60%		
	指定容積率	100%		
	防火規制	建築基準法22条区域		
	その他	高さ制限10m、景観計画区域（まちの風景区域）、高さ制限（景観）10m		
画地条件 （規模、形状等）	地積	130.66㎡		
	間口（東側）	約7.5m		
	奥行（最大）	約17m		
	形状	ほぼ長方形		
接面道路	物件1土地の南側で幅員約5.8ｍの舗装市道（鵜401号線：建築基準法第42条1項1号）に接面している。			
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件1土地は物件2建物の敷地及び駐車場として、利用されている。隣地及びその周辺は、戸建住宅である。			
供給処理施設	上水道	あり	（引込可）	なし　不明（特記事項のとおり）
	ガス配管	あり	（引込可）	なし　不明（特記事項のとおり）
	下水道	あり	（取付可）	なし　不明（特記事項のとおり）
特記事項	１）各務原市教育委員会文化財課での調査によると、物件1土地は文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 ２）上水道は、南側市道沿いに本管が整備済。 ３）下水道は、南側市道沿いに本管が整備済。 ４）都市ガスは、南側市道沿いに本管が整備済み。 ５）物件1土地及びその周辺は土壌汚染対策法第6条1項に規定する要措置区域及び同第11条1項に規定する形質変更時要届出区域、水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当しないことを確認した。また、過去地図の確認等、地歴調査の結果、物件1土地及びその周辺は、過去において有害物質を使用する可能性を持つ工場敷地として利用された形跡がないことが判明した。以上により土壌汚染の可能性は低いものと思料される。但し、土壌汚染に係る当該判断は、独自調査により、土壌汚染が存在する可能性を定性的に推定したものであり、土壌汚染がないことを保証するものではない。 ６）対象学区は物件1土地の南方約900ｍの「各務原市立鵜沼第三小学校」、北方約1.4ｋｍの「各務原市立緑陽中学校」である（いずれも道路距離）。 ７）物件1土地の駐車場部分は南側市道と等高であるが、その他の部分は南側市道より約1.6m低く、地勢は平坦地である。			

２．建物の概況・利用状況等（物件2）

区　　分		家屋番号：32番
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	昭和48年4月11日
	経過年数	約51年
	経済的残存耐用年数	概ね満了している。
仕　　様	構　　造	軽量鉄骨造
	屋　　根	セメント瓦葺
	外　　壁	塗壁
	内　　壁	化粧合板、クロス、塗壁等
	天　　井	目透天井、石膏ボード等
	床	フローリング、畳、クッションフロア、タイル等
	設　　備	電気・給排水・衛生等
	そ　の　他	特になし。
床面積（現況）	現　　況	69.75㎡
	増改築の有無	増改築はないと思料する。
現況用途等	階　　層	2階建
	現況用途	居宅
	間　取　り	附属資料「建物間取図：概略」をご参照願う。
建物の品等	総　　合	劣る
	使用資材	劣る
	施　　工	劣る
保守管理の状態		劣る
建物の利用状況		現況調査報告書記載のとおりである。
特記事項		１）石綿含有建材等の使用状況については、専門調査機関の調査を行っていないものの、現地調査の結果、これらが使用されている可能性は低いものと思料される。 ２）新築年月（登記）から対象建物は、現行の新耐震設計基準（昭和56年制定）に沿って設計されていないものと思料される。 ３）物件2建物の西側に工作物（庇）が設置されている。

第５．基礎となる価格及び評価額（一括価格）の判定

１．基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の土地価格を算出する。

物件番号	標準価格 ア	個別格差 イ	地　積 ウ	建付減価 エ	土地価格 オ＝ア×イ×ウ×エ
1	36,900円/㎡	93%	130.66㎡	0.80	≒3,587,000円
				合　計	＝3,587,000円

ア　標準価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地　各務原（県）－4

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
42,600円/㎡	97.9 ×――― 100.00	100.00 ×――― 100.00	100.00 ×――― 113.00	≒36,900円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等標準的画地との要因格差である。

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

◇標準価格：百円未満四捨五入の端数整理を行った。

イ　個別格差：標準的画地との要因格差である。

（規模）	（形状）	（方位）	（高低差）	相乗計
0%	0%	3%	-10%	93%

ウ　地積：登記簿数量を採用。

エ　建付減価：建物は耐用年数を満了していることから建付減価補正を上記のとおりと判断した。

オ　土地価格：千円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達単価について、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達単価 ア	延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 エ＝ア×イ×ウ	
2	150,000円/㎡	69.75㎡	5.0%	≒523,000円	
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	判定現価率	採用現価率	
5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	
経過年数	51年	経済的残存耐用年数	0年	経済的総耐用年数	23年

ア　再調達単価：　標準的な再建築費（単価）である。

イ　延床面積　：　登記簿面積を採用。

ウ　現価率　　：　定率法現価率＝残価率[累乗](経過年数/経済的耐用年数)

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

エ　建物の価格：　千円未満四捨五入の端数整理を行った。

③ 基礎となる価格

土地（物件1） ①	建物（物件2） ②	基礎となる価格合計額 ③＝①＋②
3,587,000円	523,000円	＝4,110,000円

２．評価額（一括価格）の判定

前記により求めた価格に、土地について敷地利用権等価格を控除し、必要に応じて市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件番号	土地価格 ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権等価格 ウ＝ア×イ
1	3,587,000円	55.0%	法定地上権	≒1,973,000円
			合　計	＝1,973,000円

イ　敷地利用権等割合

物件1土地に係る敷地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと査定した。

ウ　敷地利用権等価格

千円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格	敷地利用権等価格の控除及び加算	占有減価率	市場性修正率	競売市場修正率	評価額
	ア（1①オ、1②エ）	イ（2①ウ）	ウ	エ	オ	カ＝（ア±イ）×ウ×エ×オ
1(土地)	3,587,000円	－1,973,000円		100.0%	60.0%	≒970,000円
2(建物)	523,000円	＋1,973,000円	100.0%	100.0%	60.0%	≒1,500,000円
一括価格（合計）						＝2,470,000円

ウ　第三者占有による補正の必要性は認められない。

エ　目的物件の性格を考慮し、市場性修正率は不要と判断した。

オ　第２.評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

カ　一万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第６．参考価格資料

地価調査基準地	各務原（県）－4
（所　　在）	各務原市緑苑南1丁目62番
（価　　格）	42,600円/㎡
（位　　置）	名鉄各務原線「鵜沼」駅1.9ｋｍ
（価格時点）	令和5年7月1日
（地　　積）	217㎡
（供給処理施設）	水道・ガス・下水
（接面道路）	北6ｍ市道
（用途指定等）	市街化区域、第1種低層住居専用地域、建蔽率50％・容積率80％
（地域の概要）	中規模一般住宅が多い住宅団地（緑苑団地）

第７．附属資料の表示

1　目的物件位置図
2　公図写・地積測量図写・建物図面写
3　土地建物位置関係図
4　建物間取図（概略）
5　写真

以　上

目的物件位置図

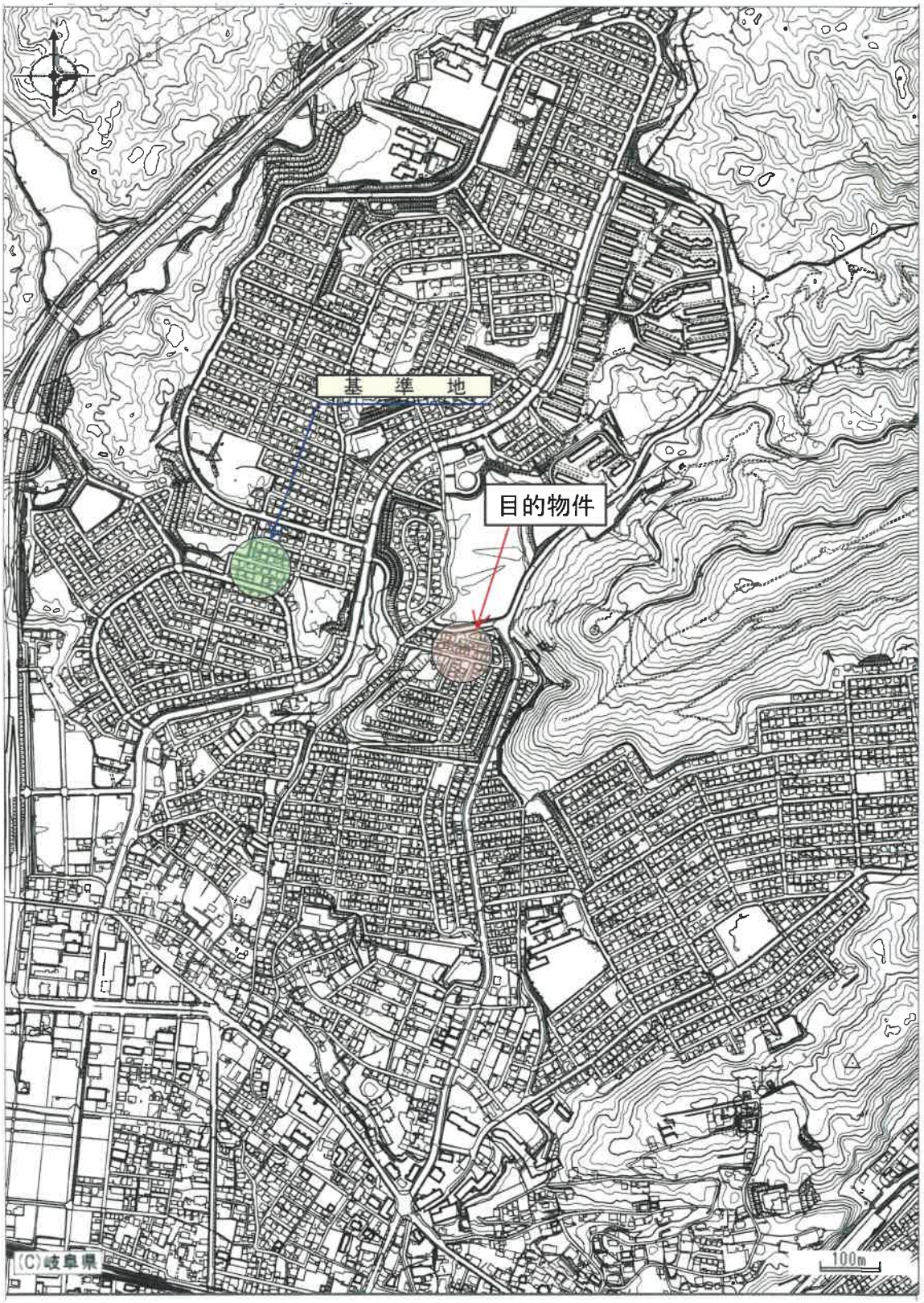

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ヌ)第56号

公図写

イ　152　　ハ　173
ロ　172　　ニ　160-11

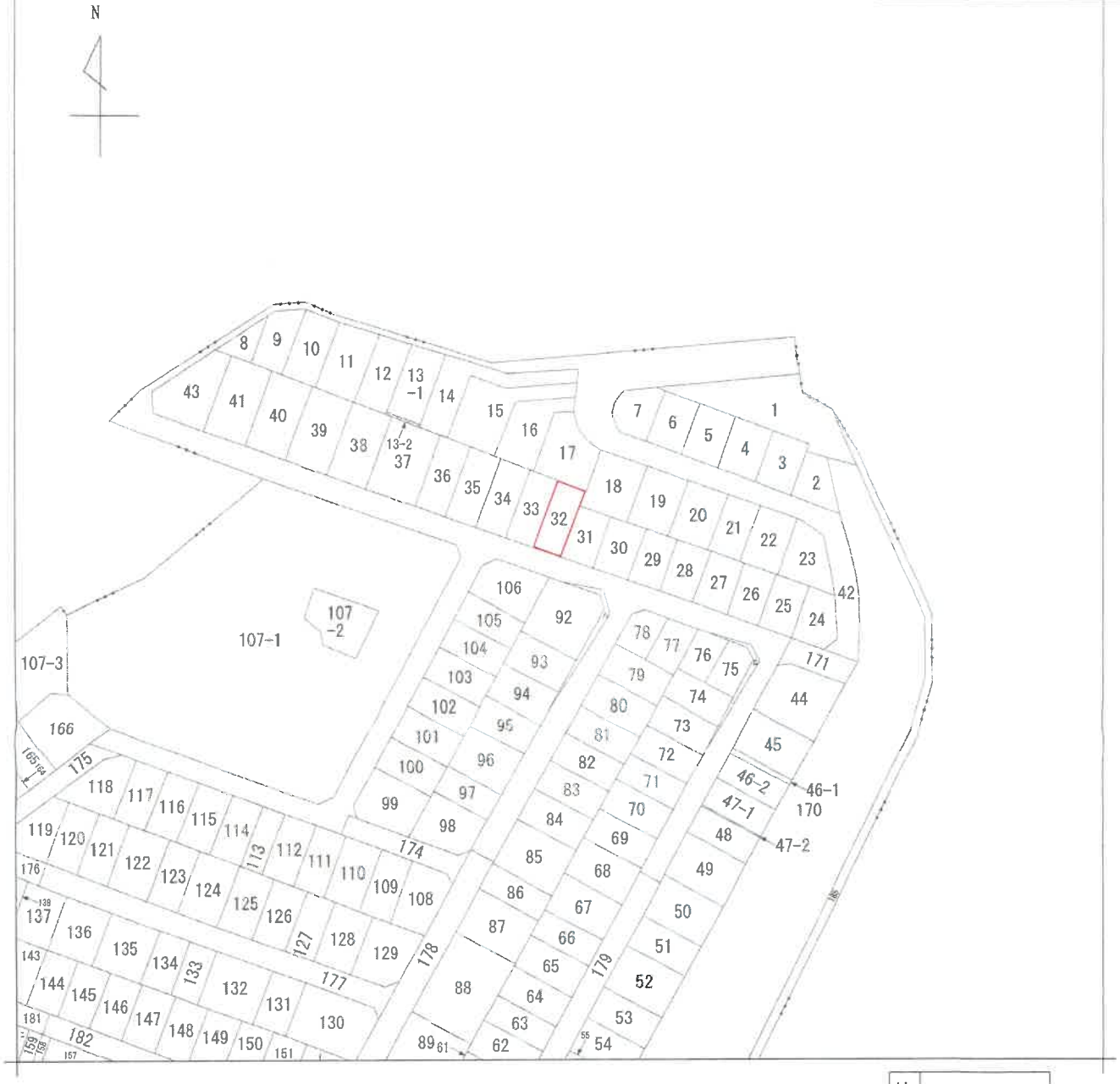

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	各務原市鵜沼台一丁目			地番	32番		
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（岐阜地方法務局管轄）

令和6年6月18日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M47856　　登記官

（1/1）

A3版をA4版に縮小

令和6年(ヌ)第56号

登記年月日：昭和48年2月15日

前 6530 733 後・新 [illegible] 734・752 新 24-41-2、

124784 24～41、43

土地所在図

1/4

地番	~~6530－733, 6530－734 および 6530－752~~
土地の所在	岐阜県各務原市鵜沼字丸山 鵜沼台一丁目

作製年月日	昭和四八年貳月拾日
作製者	
申請人	

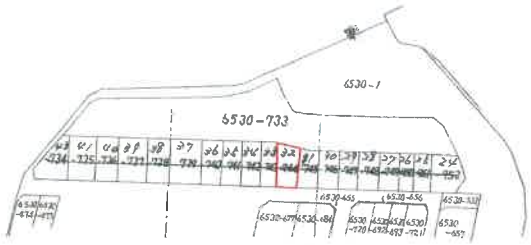

昭和48年2月15日登記

縮尺	1：2,000

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（岐阜地方法務局管轄）

令和6年6月18日　東京法務局港出張所

登記官

A3版をA4版に縮小

令和6年(又)第56号

地図整理番号：M47857　(1/4)

登記年月日：昭和48年2月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（岐阜地方法務局管轄）
令和6年6月18日　東京法務局港出張所
登記官

(2/3)

124786

地番	~~6530-737~~ ~~6530-745~~
土地の所在	岐阜県各務原市鵜沼宮丸出

地積測量図

鵜沼台一丁目

昭和四八年弐月拾日

作製年月日	昭和 年 月 日
作製者	
甲請人	

6530-733

12.25　6.90　0.66　7.34　7.55　5.20　1.38　8.47　0.21　5.66

6530-738

37	36	35	34	33	32	31
~~6530-739~~	~~6530-740~~	~~6530-741~~	~~6530-742~~	~~6530-743~~	~~6530-744~~	~~6530-745~~

6530-1

接合線 a　　接合線 b

地番	求式	面積
~~6530-739~~ (37)	21.20 (10.01 + 10.04) ÷ 2	212.5300
~~-740~~ (36)	18.84 (6.94 + 6.60) + 7.98 × 0.43 + 16.96 × 0.78 } ÷ 2	135.7428
~~-741~~ (35)	18.45 (6.71 + 7.15) ÷ 2	127.8595
~~-742~~ (34)	18.65 (6.92 + 6.90) ÷ 2	128.8715
~~-743~~ (33)	18.35 (6.16 + 6.04) + 6.62 × 0.24 ÷ 2	111.9350
~~-744~~ (32)	18.60 (6.86 + 7.19) ÷ 2	130.6650
~~-745~~ (31)	(16.81 (6.96 + 5.02) + 14.98 × 0.39 + 15.68 × 1.08 + 1.27 × 0.21) ÷ 2	112.21355
		959.81635

昭和 年 月 日登記

縮尺	1:200

A3版をA4版に縮小

令和6年(又)第56号

地図整理番号：M47857　(3/4)

登記年月日：昭和48年4月18日

207705

建物図面
各階平面図

家屋番号	6530-744
建物の所在	鵜沼台一丁目3と 各務原市鵜沼字九山6530-744

作製年月日 昭和昭和四拾八年四月拾八日

作製者

申請人

壱階

5.46 × 6.37 = 34.7802
0.21 × 0.91 = 0.1911
= 34.9713

床面積 34.97㎡

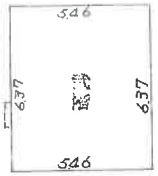

弐階

5.46 × 6.37 = 34.7802

床面積 34.78㎡

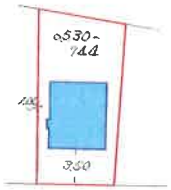

1/500

縮尺 1/200

S48. 4 18

ヤマト印刷納

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（岐阜地方法務局管轄）
令和6年6月18日 東京法務局港出張所
登記官

A3版をA4版に縮小

令和6年(又)第56号

地図整理番号：M47858

土地建物位置関係図

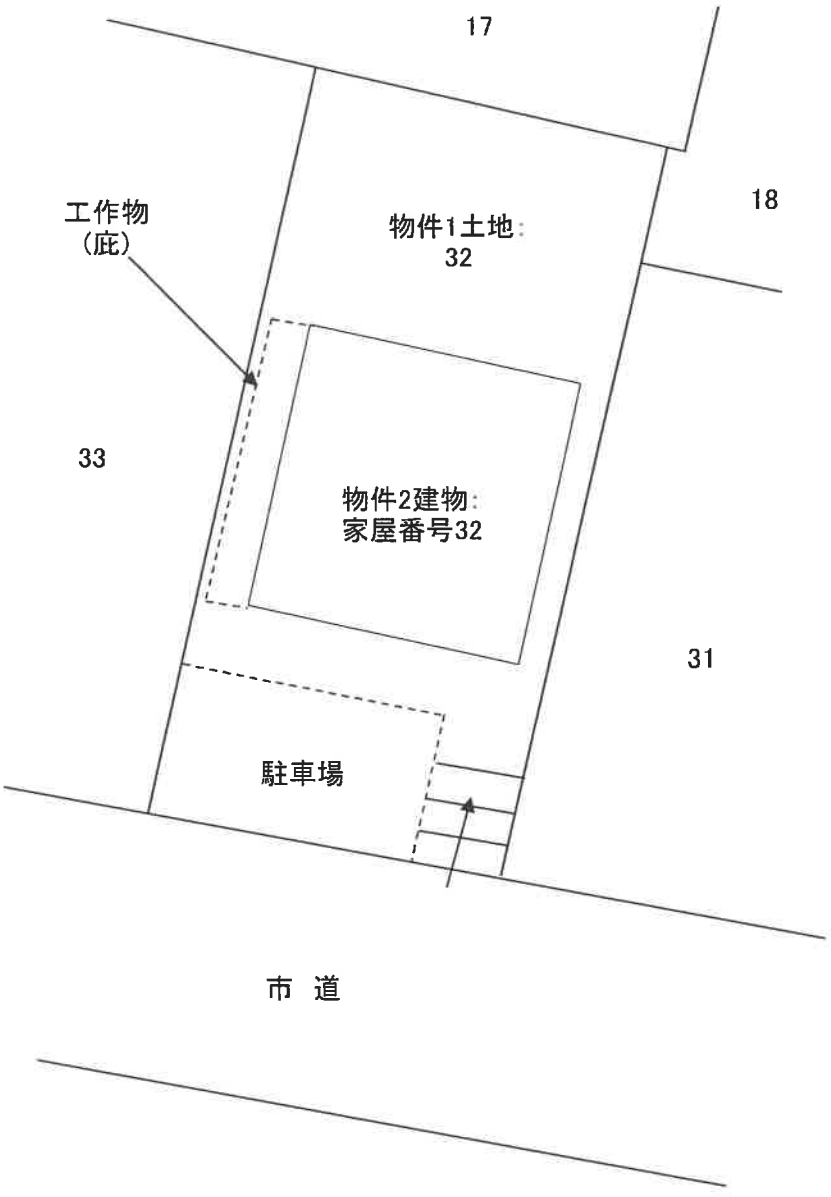

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ヌ)第56号

建物間取図（概略）

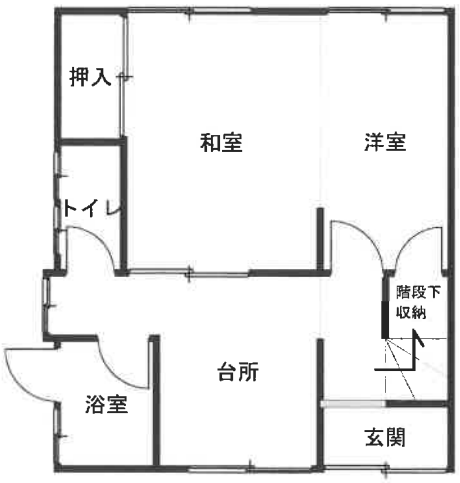

1 階

2 階

※本図面が現況と相違する場合には現況優先である。

令和6年(ヌ)第56号

撮影日：令和6年8月27日

【 写真番号1 】　　目的物件の南東方より撮影

【 写真番号2 】　　目的物件の南西方より撮影

令和6年(ヌ)第56号

撮影日：令和6年8月27日

【 写真番号3 】　　目的物件の南方より撮影

【 写真番号4 】　　目的物件の南東方より撮影